

厚生委員会

日 程 (平成 30 年)		7 月 17 日～7 月 19 日 (3 日間)
調査都市		川 崎 市 大 阪 市 神 戸 市
視 察 参 加 者	委 員 長 副委員長 委 員	村 上 ゆうこ 伴 良 隆 武 市 憲 一 こんどう和 雄 畑 瀬 幸 二 桑 原 透 かんの 太 一 本 郷 俊 史 好 井 七 海 平 岡 大 介
	随 行 書 記	萩 原 将 太 吉 田 亮 太
調 査 項 目		1 健康づくり施策について 2 自殺対策について 3 生活困窮者自立支援制度について 4 障がい者福祉行政について

川 崎 市

【健康づくり施策について】

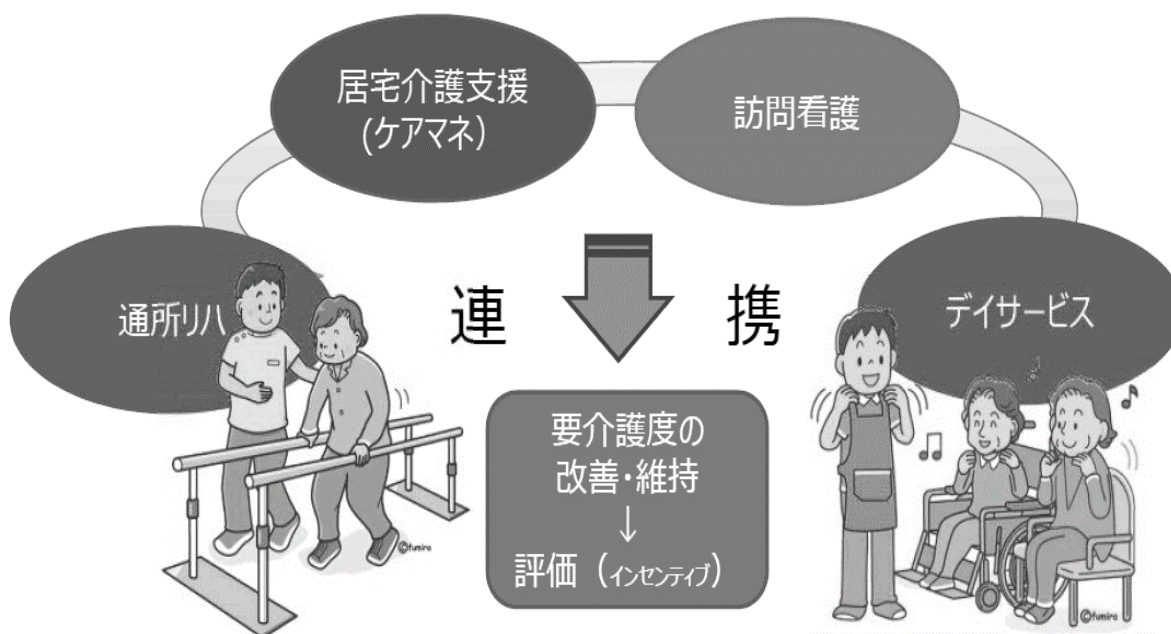
1 かわさき健幸福寿プロジェクトについて

(1) プロジェクトの概要

高齢者の自立支援に向けた質の高いケアを行う事業所を評価する仕組みの構築を目指して平成26年度から開始されたプロジェクト。プロジェクトを通じて川崎市が取組意欲の高い事業所の情報を発掘し、市民へわかりやすく発信する。

(2) 事業の特徴

チームケアによる介護サービスの成果を評価している。
居宅介護支援事業所（ケアマネジャー）を中心とした他（多）職種との連携による相乗効果により、質の高いサービスの提供を行い、その成果について評価を行う。



特別養護老人ホームやグループホームにおいても同様に、配置される様々な職種の職員間連携によるチームケアを評価しています。

(3) 参加資格

ア 対象者

- ・プロジェクトの趣旨を踏まえ、要介護度等の改善に向けた意欲のある者
- ・川崎市の介護保険証を所持している者
- ・要介護1～5の認定を受けている者

イ 事業所

市内に所在するすべての介護保険指定事業所が対象。複数の介護サービス事業所がケアに関わっている場合、居宅介護支援事業所が代表（申請者）となってチームとしての参加申請が必要。

川 崎 市

(4) 評価方法・インセンティブについて

ア 評価方法

前年7月時点と翌年6月時点の状態を比べて、要介護度及びADL（日常生活動作）が改善したかどうかを測定。要介護度については、改善に至らなかった場合でも、同一の要介護度を一定期間超えて維持されたかどうかを測定している。



イ インセンティブの内容

- ・報奨金 1事業所あたり5万円
- ・市が主催するイベントにおける市長表彰
- ・成果を上げたことを示す認証シールの交付（事業所向け）
- ・キーホルダーや参加の証カードの交付（利用者向け）
- ・市公式ホームページへの掲載
- ・事例検討会等における公表や事例集への掲載

(5) 実施状況について（平成28年7月～平成29年6月の実績）

参加事業所	246事業所		
参加者	214人（男性48人、女性166人）		
要介護度に変化があった人数	改善	維持	左記以外
	34人（15.9%）	105人（49.1%）	75人（35.0%）

【要介護度が改善した34人の状況】

- ・要介護度が2改善した者…8名《例：要介護度5から要介護度3》
- ・要介護度が1改善した者…26名《例：要介護度5から要介護度4》

＜委員からの主な質問と回答＞

Q：かわさき健幸福寿プロジェクトについて、年間の予算はどれほどなのか。また、インセンティブとして事業者へ報奨金を支払うとのことだが、どれほどの支給実績があるのか。

A：平成30年度は約2,000万円の予算を確保している。事業者への報奨金は、平成28年7月～平成29年6月の間、86事業者へ合計430万円支給した。

Q：事業をどのように市民へ広報しているのか。

A：事業所がサービス利用者に対して参加を呼び掛けているのが現状であり、市民への広報は課題である。

Q：事業参加により要介護度が改善されると利用できるサービスの範囲が狭くなると考えるが、これまでと同程度のサービスを利用させてほしい旨の声はないのか。

A：アンケート調査の結果ではそのような声はないが、例えば、要介護度の改善によりデイサービスの利用が週3回から2回へ減少した場合などは、空いた時間を地域活動への参加に充てているといった声はある。

Q：利用者の要介護度の改善に向けて積極的に取り組んでくれる優良な事業所はあるのか。

A：要介護度の改善により介護報酬が下がってしまうデメリットがあるため、参加に消極的な事業所もあるが、プロジェクトへの参加によりイメージアップにつながることや利用者の状態改善により職員のモチベーションが上がることから、積極的に取り組んでくれる優良な事業所もある。

川 崎 市

【障がい者福祉行政について】

1 川崎市中部リハビリテーションセンターの取組について

(1) 川崎市の地域リハビリテーションシステム

「第4次かわさきノーマライゼーションプラン」に基づき、障がい種別や年齢を問わず、誰もが住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けられるよう、専門的かつ総合的な支援を行う地域リハビリテーションセンターの整備を進めている。

(2) 中部リハビリテーションセンターの概要

ア 所管区

川崎市では、市全域を南部、中部、北部の3圏域に分け各圏域に1か所ずつ地域リハビリテーションセンターを整備しており、中部リハビリテーションセンターは、中原区、高津区、宮前区を所管している。

イ 組織構成

①井田障害者センター

身体・知的・精神等のあらゆる障がい及びそれぞれのライフスタイルに応じて最適な生活を獲得・維持できるよう、来所による専門相談や、専門職が直接生活の場を訪問するなど、きめ細やかな支援を行っている。

- 総合相談・総合評価
- 在宅リハビリテーション
- 福祉用具の評価・判定・作製
- 療育手帳の判定・評価支援
- 在宅障害者地域サービス事業
- 精神保健福祉の相談・支援

②井田日中活動センター

利用する一人ひとりが地域社会において豊かで充実した生活を送れることを目指し支援を行っている。それぞれの方のニーズに応じて各事業が特色あるサービスを提供している。

- 就労移行支援事業
- 就労継続支援B型事業
- 自立訓練事業
- 生活介護事業

③井田地域生活支援センターはるかぜ

「ゆったり、のんびり、おだやかに。ここで自分を再発見」をテーマに精神障がいがある者の日中活動を応援している。

- 地域活動支援センター事業
- 地域定着支援体制整備事業
- 一般及び特定相談支援事業
- 交流促進事業

2 視察調査について

説明聴取ののち、中部リハビリテーションセンターの視察を行った。



大 阪 市

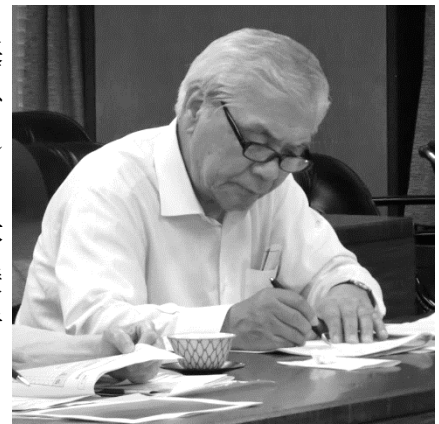
【生活困窮者自立支援制度について】

1 認定就労訓練事業について

(1) 事業の概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく事業として実施。すぐに一般の就労が難しい方（ひきこもり、長期離職者、精神疾患を抱える方等）に対して、支援付きの就労・作業などの場を提供する事業。

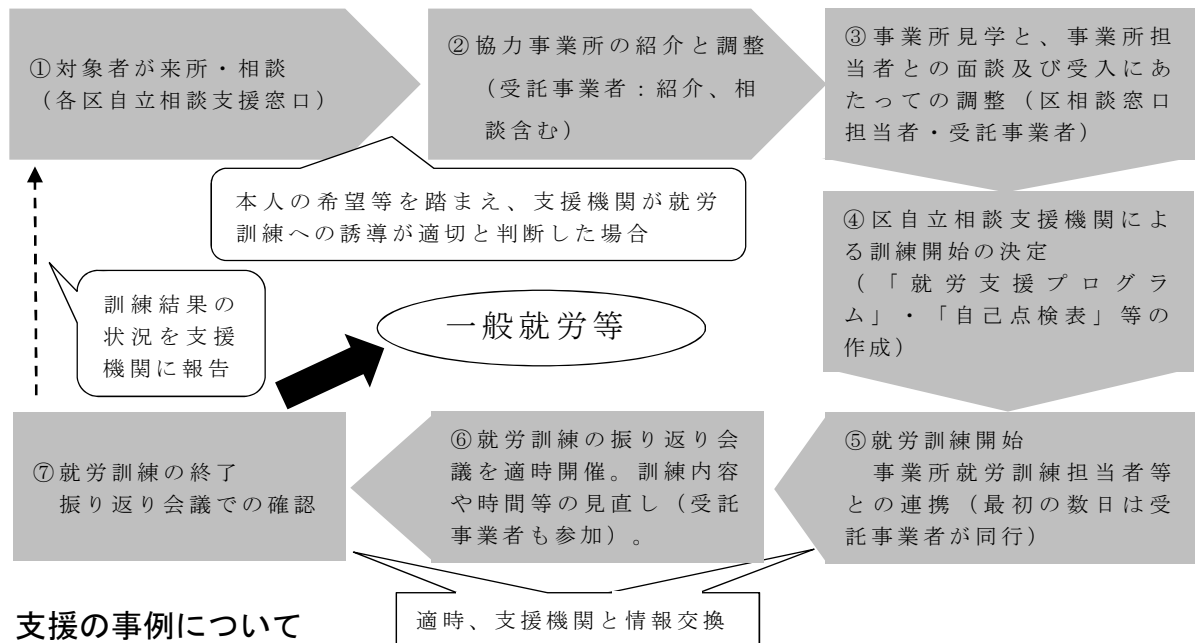
利用者は、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する形態（非雇用型）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う形態（雇用型）のいずれかで就労を行う。



(2) 事業の実施手法について

就労訓練の受け皿となる事業所開拓や事業所が就労訓練を実施するにあたっての支援等を「就労訓練推進事業」として、民間事業者へ業務委託して実施している。

(3) 具体的な支援の流れについて



(4) 支援の事例について

対象者の状態

- 30代男性、単身生活 ○高卒後、正職で大手スーパーに10年勤務
- 上司の厳しい叱責により、「うつ病」を発症し、休職
- 休職中に生活が乱れ、ギャンブルをするようになり、離婚
- 生活を立て直したいとして区役所へ相談、対人関係に不安があるため訓練を強く希望

訓練の経過

- 府営公園での就労訓練（週3日、8：25～12：00） ※非雇用型
- 公園内での清掃業務（屋外トイレ清掃、園内でのゴミ拾い等）
- 体力的にきつい時もあるが、「楽しい。」との感想で、訓練日数を週5日へ増やす

訓練の結果

- 約6カ月の訓練が終了し、そのまま公園の管理会社へ正式採用となる

大 阪 市

(5) 認定就労訓練事業の推進について

ア 事業所開拓の基本的な考え方

- ・相談者の多様なニーズに応えられる、多様な職種、業務の認定をめざす。
- ・「企業・法人の社会貢献」の一環として、生活困窮者の自立支援（そのための就労支援）への協力を要請する。
- ・就労訓練受入れに向けた事業分解や職場環境の見直し等によって、新たな「人材確保」や「人材育成・定着」につなげていくことをめざす。

イ 事業所の開拓実績について

- ・認定を受けた法人の数

○36 法人※2018年3月末現在

《内訳》

- ・社会福祉法人-20 ・ N P O 法人-4
- ・株式会社-9 ・ 有限会社-2
- ・共同組合-1

- ・認定を受けた事業所の数

○58 事業所※2018年3月末現在

《内訳》

- ・高齢者施設関係-29
- ・障がい者施設関係-9
- ・就労継続A型、就労移行支援事業-8
- ・清掃、公園管理-2
- ・製造関係-3
- ・事務関係-1 ・ その他-6



同一法人が複数の事業所を運営し、それぞれの事業所において認定を受けている場合がある。

＜委員からの主な質問と回答＞

Q：発達障害の疑いがある者でも、訓練に参加することは問題ないのか。

A：過去の例では、発達障害の疑いがある者でも環境が整えば訓練は問題なく参加できていた。

Q：訓練を実施する事業者に対して、市からの運営費補助はないのか。

A：市からの運営費補助はない。事業者には、制度の趣旨を理解してもらった上で、社会貢献として実施してもらっている。

Q：相談者の中にはさまざまな方がいると思うが、相手のタイプに応じた支援手法を準備しているのか。

A：これまで、対象者にスキルを身に付けてもらうような支援をすることが多かったが、支援の経験を重ねるに連れ、無理にスキルを身に付けてもらうのではなく、対象者のありのままの状態を理解した上で就労訓練の受入れを行ってくれる事業者を開拓することが重要だと考えている。

Q：生活困窮者自立支援制度が創設されてから数年経つが、これまでの経験から大阪市として国へ要望していきたいと考えていることはあるか。

A：都市部では地域コミュニティの希薄化が進んでいるため、地域に潜在化している生活困窮者に対し、アウトリーチを行いたい。現状の人口ベースによる国庫補助基準では十分な相談員を配置するための予算が足りない。このため、相談件数ベースの国庫補助基準に変更してほしい旨、国へ要望している。

大 阪 市

2 就労ファーストステップ事業について

(1) 事業の概要

平成27年4月に施行された生活困窮者自立支援法に基づく「就労準備支援事業」に位置付けて実施。

様々な事情により、一般的な仕事をするのが難しい者やなかなか仕事に結びつかない者に、専門の支援員による相談や軽作業、就労体験実習など、対象者の状況に応じた段階的な支援を行っている。

平成29年度までは、「就労ファーストステップ事業」という事業名称で実施していたが、平成30年度からは、「就労チャレンジ事業」という名称に変更し、民間事業者へ業務委託をして実施している。



(2) 事業の対象者について

大阪市では具体的に以下のような状態の者を対象としている。

- ・生活リズムが乱れている
- ・身だしなみに課題がある
- ・人と関わる機会がない
- ・対人関係に不安がある
- ・閉じこもり、引きこもりに近い状態
- ・求職活動方法がわからない
- ・未就業、職業ブランクが長期に渡っている など



(3) 支援内容について

ア 日常生活自立に向けた支援

生活の基礎部分の習得や確認

- ・起床、就寝のリズムづくり、食生活の見直し
- ・身だしなみの見直し

《具体例》

定時通所、食事会、調理実習

イ 社会生活自立に向けた支援

他者と関わる機会や作業体験の機会を提供

- ・社会人マナーの習得、自身の良い点を認識、気持ちの整理方法を習得
- ・軽作業体験

《具体例》

紙袋作成作業、ポケットティッシュ挿入作業、ボトルラベル貼り作業

ウ 就労自立に向けた支援

実際の就労に近い形での支援。支援に当たっては、以下の点を意識している。

- ・実際の就労感覚を得る機会の提供
- ・やや強めの負荷（ストレス）をかける
- ・ストレス軽減、発散方法を得る機会の提供
- ・自己肯定感を感じる機会の提供

《具体例》

パソコン練習、応募書類作成、職業興味チェック、職業適性検査
レンタルスーツ、職場見学、求人情報検索、書類封入体験、販売体験
農業体験、模擬面接セミナー

大 阪 市

(4) 支援の事例について

対象者の状態

- 30代女性、母と2人暮らし、高等学校中途退学
- 職歴は、飲食関係（短期～6カ月）のみ
- 自分自身をADD（注意欠陥障害）と疑っている

支援の経過

- 支援初期⇒週1回程度の面談により信頼関係づくり
公共交通機関の利用支援、職業興味チェック、軽作業の実施
- 支援中期⇒インターネット検索の練習、履歴書作成支援、ビジネスセミナー
- 支援終期⇒社会福祉法人にて、職場体験の実施

支援の結果

- 約7カ月の支援の結果、職場体験先にそのまま就職となる
- 就職後も面談を繰り返し、職場定着を確認したため支援終了

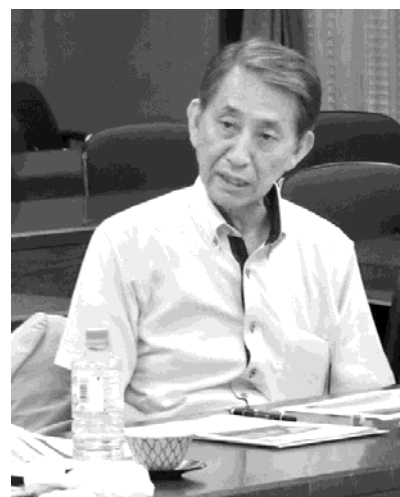
(5) 事業の実績について（2017年度）

ア 利用者の状況

年代	人数	世帯構成	人数	利用期間	人数
10代	2人	単身世帯	8人	～3ヵ月	7人
20代	4人	2人世帯	8人	4～7ヵ月	15人
30代	4人	3人世帯	7人	8～11ヵ月	0人
40代以上	15人	4人以上世帯	2人	12ヵ月	3人
合計	25人	合計	25人	合計	25人

イ 終了理由

理由	人数
就職・職場定着支援が終了	8人
医療機関の活用	8人
総合就職サポート事業の活用	3人
中断	2人
就労継続支援B型の活用	1人
職業訓練校の活用	1人
自身で求職活動が可能となった	1人
就労訓練推進事業の活用	1人
合計	25人



<委員からの主な質問と回答>

Q：この事業に関わっている支援員はどのような資格を所持しているのか。

A：キャリアコンサルタント資格を所持している支援員はいるが、事業に携わる上での要件ではない。

Q：この事業を担当する支援員は相当な精神力が求められると思うが、市全体で何人配置されているのか。

A：市全体で3名配置している。3名のうち2名が12区づつを担当しており、残りの1名は手厚い関わりが必要な者に特化した支援を行っている。

神戸市

【自殺対策について】

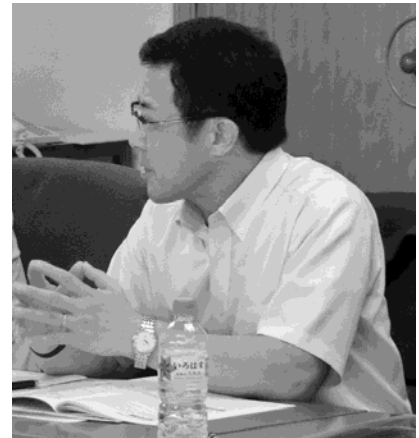
1 神戸いのち大切プランについて

(1) 計画策定の趣旨

神戸市では、平成19年6月に国が自殺総合対策大綱を閣議決定したことを踏まえて、平成23年3月に「神戸いのち大切プラン（平成23年度～平成28年度）」を策定し、総合的な自殺対策を進めてきた。

この取り組みにより自殺者数が減少し、平成27年度には18年ぶりに300人を下回ったものの、さらなる対策の充実・強化が求められていた。

このような状況の中、「神戸いのち大切プラン（平成23年度～平成28年度）」の計画期間が平成28年度をもって終了することに伴い、市民一人ひとりが命の大切さや自殺に関する理解を深めるとともに、関係機関との有機的な連携を強化していくなど、「身近で悩む人をみんなで支えあう、生きやすいまち・神戸」を実現するため、平成29年3月に「第2期神戸いのち大切プラン」を策定した。



(2) 計画期間

平成29年度から5年間（平成34年度まで）

(3) 計画の目標

- ・ひとりでも多く自殺者を減らす
- ・子ども（10代）の自殺者をなくす

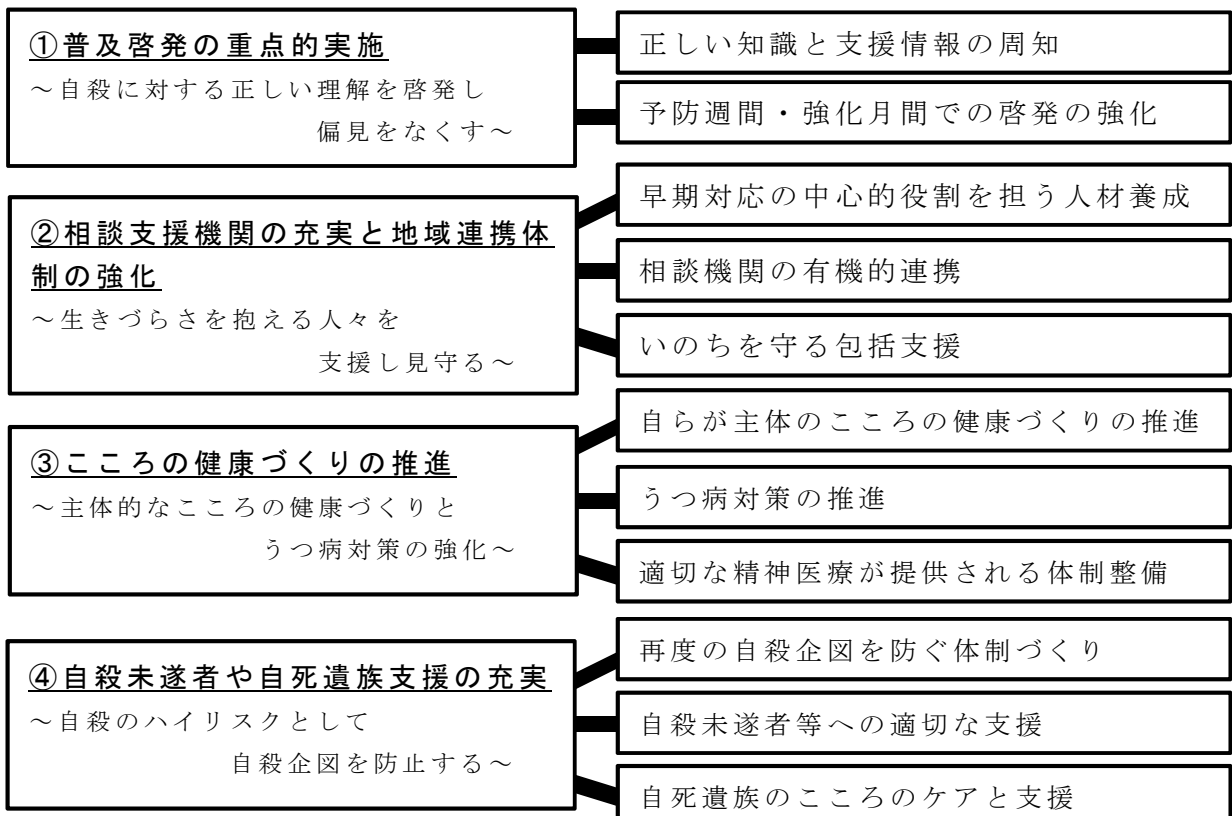
自殺者については、何人減らせればよいというものではなく、できる限り減らしていくための対策に取り組むことが大切であるため、目標の数値化はしていない。

(4) 自殺対策の方針

対策の4つの柱と重点項目

対策の柱

重点項目



神戸市

(5) 神戸いのち大切プランに関する具体的な取り組みについて

ア 「自殺予防とこころの健康電話相談」の実施

- ・平日の10:30～16:30（昼休みも対応）
- ・保健師や臨床心理士、精神保健福祉士等の専門員が相談対応を行う。
- ・抱えている問題を一緒に整理しながら、必要に応じて適切な相談窓口を案内する。

イ ゲートキーパーの養成とサポート

相談支援者を中心に、自殺に傾く方の早期発見・早期対応に向けての対応力の向上が図れるよう、研修等を実施。

- ・研修基礎編⇒相談支援者向け、一般市民向けの研修をそれぞれ実施
- ・研修応用編⇒世代別（青少年・中高年・高齢者）の傾向を踏まえ、より専門的な知識や対応を取り入れた応用編の研修を実施
- ・関係機関と連携し、出前トーク等での啓発拡充
- ・ゲートキーパーのサポートツールとして、悩んでいる人を支えるための関わり方をまとめた啓発用リーフレット「生きる支援のためのサポート手帳」を作成

ウ 若年層（児童・生徒以外の10～30代）の自殺予防に向けた取り組み

大学生は、学業や進路、人間関係など様々な悩みを抱え、そこから心理的に追い込まれ、こころの健康問題を引き起こすことも少なくない。

このため、大学等との連携による、自殺予防週間・月間と連動した大学生等に向けた講演会やワークショップの開催、リーフレット配布や掲示等のPRを実施。



<委員からの主な質問と回答>

Q：兵庫県では、SNSの一種であるLINEを活用した相談を行っているが、神戸市はSNSを活用した相談を実施する予定はあるのか。

A：文字だけのやりとりになると本心を捉えづらくなる難しさがあるため、SNSを活用した相談については、先行実施している自治体や国の動向も踏まえて今後検討していきたいと考えている。

Q：自殺予防とこころの健康電話相談を行っているとのことだが、相談員は何人登録されているのか。また、相談員が悩みを抱えることもあると思うが、何か対応していることはあるのか。

A：相談員は全員で11人登録されている。また、年に3回ほど相談員を集めた意見交換会を開催していることに加え、毎日終業時にその日受けた相談の内容を職員に話す機会を設けて、悩みを抱え込まないように気持ちの切り替えをしてもらっている。

Q：相談員の人材確保が課題と考えるがどのように対応しているのか。

A：保健師として勤務していた市職員OBへの声かけや臨床心理士会と連携して人材確保に努めている。

Q：自殺者の年齢別推移をみると、70歳以上の高齢者の自殺者数が高止まりしている。高齢者の自殺予防については、周囲の方がどのように声かけをするかがポイントだと考えるが、介護事業者や民生委員等に対して自殺防止についての研修は実施しているのか。

A：ケアマネジャーや民生委員向けに自殺防止に向けた研修を実施しており、開催を案内した場合、積極的に出席してくれることが多い。地域から要望があれば地域へ出向いて個別に研修を行うこともある。

Q：マンツーマンでの支援が必要な方に対してはどのような相談対応をしているのか。

A：精神保健センターとしては、匿名の電話相談を主としており、個別のマンツーマン対応となると、区役所にいる保健師や精神保健福祉士が対応することとなる。

Q：自殺未遂を繰り返す者に対して、立ち直ってもらうためのプログラムは用意しているのか。

A：具体的なプログラムを用意しているわけではないが、自殺対策連携推進員を1名配置しており、自殺未遂を繰り返す者に対して、他の支援機関と連携した個別支援を行うこともある。